

経営体制

コーポレートガバナンス

総代会

第73回 定時総代会の開催概要

第73回 定時総代会 質疑応答

評議員会

ご契約者懇談会

取締役会、監査役会、指名・報酬委員会

コンプライアンス(法令等遵守) への取組み

お客様情報の保護

リスク管理体制

役員・会計監査人

コーポレートガバナンス

■ コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、生命保険事業が社会保障制度とともに日本の社会を支えていく重要な使命を担っているとの認識のもと、お客様、社会、従業員に対する責任を果たしていくことを企業活動のベースとする「まごころの奉仕」を経営の基本理念として掲げています。

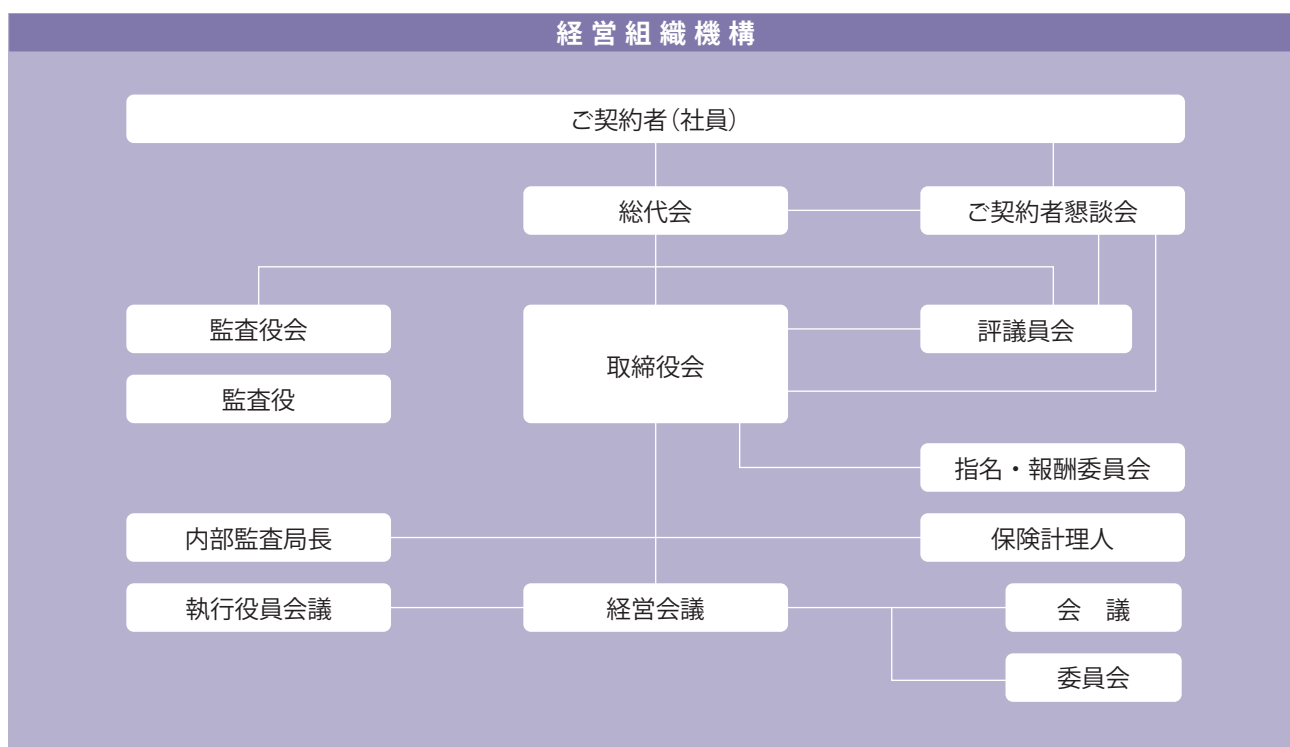
当社は、経営の基本理念のもと、「お客様満足の上を最優先とした経営の実践」、「ゆたかな社会づくりに

かわり続けることによる社会との共生」、「人が育つ職場づくり、働きやすい職場づくりを通じた従業員満足の上」を基軸としたCSR経営を推進し、各ステークホルダーとの適切な協働に努めるとともに、当社の健全性を維持しつつ、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため、実効的なコーポレートガバナンスの実現に取り組むこととしています。

■ コーポレートガバナンス体制の概要

当社は、相互会社組織とし、社員となるご契約者一人ひとりが会社を構成しています。また、最高意思決定機関として、社員総会に代わるべき機関として総代会を置き、社員の中から選出された総代でこれを構成しています。

また、保険業法上の機関設計として監査役会設置会社を選択し、取締役会が、会社経営の基本事項を決定するとともに取締役の職務の執行を監督し、監査役が、社員からの負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査しています。



総代会の仕組みと機能

当社は、保険会社のみに認められる会社形態である相互会社組織を採っています。これは、ご契約者一人ひとりが社員として会社を構成するというものです。したがって、当社における最高意思決定機関は、社員総会ということになりますが、現実には、約195万人

の社員による社員総会の開催は困難なため、保険業法の認めるところにより、社員総会に代わる代議制の機関として総代会を置いています。

総代会における報告事項および決議事項の主なものは次のとおりです。

報告事項：事業報告、貸借対照表、損益計算書および基金等変動計算書の内容ならびに相互会社制度運営報告

決議事項：剰余金の処分、社員配当金の割当て、定款の変更、総代候補者選考委員の選任、評議員の選任、取締役・監査役の選任など

総代会における報告および決議についてのお知らせ

総代会の報告事項や決議事項を記載した総代会議案書および総代会議事録は、当社ホームページに掲載して社員（ご契約者）の方々にお知らせしています。

また、これらの資料は、本社、統括支社および支社においても社員の皆様に閲覧いただけるようにしています。

総代の選出方法

社員（ご契約者）の中から選任された総代候補者選考委員で構成する総代候補者選考委員会が、総代候補者を選考して推薦に関する公告を行います。社員は、候補者の中に信任を可としない者がいる場合、投票によってその意思を表明します。各候補者は、信任を可としない投票を行った社員の数が、投票権を有する社員の10分の1に満たない場合に、総代として選出されます。（総代へ立候補していただく制度はございません。）

この方法は、全国の多数の社員の中から地域、職業、年齢に偏りがないように総代を選考するために適していると考えています。なお、全国各地で開催している「ご契約者懇談会」に出席いただいたご契約者から総代を選任するなど、より幅広い社員各層からの選出を行っています。

ご参考 前回(2019年4月就任)の総代候補者の選考基準

- ①当社の保険契約者であること
- ②生命保険事業に深い関心をもち、その重要性を十分認識し、かつ総代にふさわしい見識を有していること
- ③当社の経営に関心を有し、総代会への出席など総代として十分な活動が期待できること
- ④他社の総代に就任していないこと

総代の任期と定数

総代の任期は4年で、2年ごとに半数の改選を行います。総代の選出にあたっては広く社員（ご契約者）全体の中から偏りなく選考する必要があること、一方で会議体として総代会を運営する際には、役員と総代が

質疑応答を通して直接対話が可能な体制を整える必要があることの両面から、総代の定数を150名としています。

総代会傍聴制度

社員（ご契約者）の方々に当社の経営についてのご理解を一層深めていただくため、「総代会傍聴制度」を実施しています。傍聴者については、毎年、総代会開催前（5月～6月）に希望者を募り、総代会を傍聴してい

ただいています。

（注）傍聴者の資格

前年度末において1年以上有効に継続している保険契約のご契約者で、満20歳以上の方。ただし、そのご契約が総代会当日有効に継続していること。

2020 年 4 月 1 日現在 149 名

子史敬二明仁子美子泉悟子夫一明剛男子里衣子德賀子之学子博治裕美一郎枝	佳代隆政紀恵美晶基日真喜素英真聖康一直浩治多義文智愛智	村岡本川岡立井本田岡木山川浦丸岡加本田橋藤井田崎村坂本内田元原坊田	中松岡杉堀松茂亀武徳松高横北三金澤吉星野浜石斎坂林宮西平磯堀園阪笹本町	大阪府兵庫県兵庫県兵庫県奈良県和歌山県島根県岡山県岡山県広島県山口県徳島県香川県愛媛県福岡県福岡県福岡県佐賀県長崎県熊本県熊本県大分県宮崎県鹿児島県鹿儿岛県沖绳県	敦一子紀穂已雄美雄治子紀子訓美子二恵郎子晋郎太樹み輝子子里穂代子子佳文雄久忠	俊淳康初正政公道徳り有佐昌知倫賢淑勝直宇英か昌智基枝志菊伴貴政孝正	田多本田藤野田縄村井瀬沢林崎木島岡本島林木内村越上田角田岡畑田川田藤村	杉嶋菱堀本山吉齋永吉田中酒廣西平川鈴豊平安大小高谷中水村安大松吉高原小奥加竹	川奈川川神奈川川神奈川川新潟県新潟県富山県石川県福井県山梨県長野県長野県岐阜県静岡県静岡県静岡県愛知県愛知県愛知県愛知県三重県三重県滋賀県京都府京都府大阪府大阪府	神明行夫雄功子史み一守大彦み広輝明久子充敏砂之司淳み一郎一穂子久司夫久徹兄郎子	芳俊昭文厚雅ひろ健智雅め正光雅貴美智雅理康鉄ひろ精一公美祐裕善秀尚健一直	井谷本橋瀬下田山藤田谷川藤澤野田藤藤田崎木田内中井村本并苅浦浦川地田本林	川熊郡杉高百山雪石伊上魚大岡加河薦近齋坂柴鈴園高竹田寺中平藤穂三三宮山和岡小	千葉県千葉県千葉県千葉県千葉県東京都東京都東京都東京都東京都東京都東京都東京都東京都東京都東京都東京都東京都東京都神奈川県神奈川県	子吾佳景郎夫子彦明子平子平夫江子順志子恵子紀子晴之子佳美富之紀憲幸鳥彰子夫	悦正美千総司光絶英英ひさ香浩之公英三典敦恵利律美可年宏詠美菊隆美吉和飛嘉樹子夫	家原坂島村衾屋遑藤田村塚持宮木藤永邊本岡田金葉林井原本切野田木藤木田下本川野	大小笠熊高田刀真渡伊吉中三金西佐齋富渡岡島飛松稲若石前松岩河幸佐鈴引山山小奥	北海道北海道北海道北海道北海道青森県岩手県岩手県宮城県宮城県秋田県秋田県山形県福島県福島県茨城県茨城県茨城県栃木県栃木県群馬県群馬県群馬県埼玉县埼玉县埼玉县埼玉县埼玉县埼玉县埼玉县埼玉县埼玉县千叶県千叶県
------------------------------------	-----------------------------	-----------------------------------	-------------------------------------	---	--	-----------------------------------	-------------------------------------	--	---	---	--------------------------------------	--------------------------------------	--	---	---------------------------------------	---	--	--	--

○総代会に関するご意見については、書面にて下記までご送付ください。

〒168-8506 東京都杉並区和泉1-22-19 朝日生命保険相互会社 総代会事務局

総代の職業・年齢別の構成

2020年4月1日現在

●職業別分布

会社員	22名 (14.8%)
主婦	13名 (8.7%)
大学教授	3名 (2.0%)
言論界・ジャーナリスト	6名 (4.0%)
弁護士・医師	8名 (5.4%)
自営業者	49名 (32.9%)
会社役員	36名 (24.2%)
その他	12名 (8.1%)

●年齡別分布

30～39歳	4名 (2.7%)
40～49歳	36名 (24.2%)
50～59歳	53名 (35.6%)
60～69歳	52名 (34.9%)
70歳以上	4名 (2.7%)

●保險種類別加入狀況

個人保険	死亡保険	定期付終身保険等	70件 (5.4%)
		定期保険等	228件 (17.5%)
		積立型終身保険 (含積立保険)	330件 (25.3%)
		介護保障保険	196件 (15.0%)
		医療保障契約等	412件 (31.6%)
		その他	1件 (0.1%)
	生死混合保険	養老保険等	2件 (0.2%)
		その他	1件 (0.1%)
		生存保険	12件 (0.9%)
	個人年金保険		51件 (3.9%)

●社員資格取得時期別分布

1999年以前	43名 (28.9%)
2000年～2004年	10名 (6.7%)
2005年～2009年	21名 (14.1%)
2010年～2014年	56名 (37.6%)
2015年以降	19名 (12.8%)

●地域別分布

北海道	7名 (4.7%)
東北	11名 (7.4%)
関東	65名 (43.6%)
中部	22名 (14.8%)
近畿	18名 (12.1%)
中国	8名 (5.4%)
四国	4名 (2.7%)
九州	14名 (9.4%)

第73回 定時総代会の 開催概要

2020年7月2日に経団連会館(東京都千代田区)の2階経団連ホールにおいて、第73回定時総代会を開催いたしました。
開催内容及び質疑応答については以下のとおりです。

項 目	開 催 内 容
開 催 日 時	7月2日(木) 11時00分～ 11時31分(所要時間31分)
出 席 者 数	10名(総代数149名) (他に委任状138名、委任状込で合計148名)
議 長	代表取締役社長 木村 博紀
議 題	〔報告事項〕 2019年度事業報告、貸借対照表、損益計算書および基金等変動計算書の内容報告の件 - 相互会社制度運営報告の件 〔決議事項〕 - 第1号議案 2019年度剰余金処分案承認の件 - 第2号議案 社員配当金割当ての件 - 第3号議案 総代推薦細則一部変更の件 - 第4号議案 評議員11名選任の件 - 第5号議案 取締役11名選任の件
質 疑 応 答	事前質問 6名(質問数12問)、席上質問 なし 合計 6名(質問数12問) 質疑応答の所要時間 1分、回答者 議長 ※ 席上に配布した資料に回答を記載していることを説明
質 問 事 項	- 事前質問 ①新型コロナウイルスによる営業職員の活動への影響等について ②新型コロナウイルスの影響に伴う営業活動における対策について ③新型コロナウイルスを契機とした更なるデジタルサービス開発について ④新型コロナウイルス禍への不安に対応した商品開発について ⑤2019年度決算において個人保険等の新契約年換算保険料が減少した背景について ⑥2019年度決算を踏まえた当社の収益構造について ⑦総代会傍聴制度の推進について ⑧契約者の立場に立った商品開発等について ⑨投融資に関する指針について ⑩諸手続き時のICT活用におけるヒューマンエラーの防止策について ⑪役員の役職定年について ⑫広報におけるSNSの活用について - 席上質問 なし
傍 聴	傍聴者数 0名
そ の 他	新型コロナウイルス感染防止の観点から以下の通り例年と異なる運営を行った。 ①総代の健康と安全を最優先に考え、総代の来場はお控えいただき、原則個別議案への賛否を記入した委任状の提出を求めた形での開催とした。 また、来場をお控えいただいた総代の方々にも総代会の様子をご覧いただくために、インターネット上で後日ご視聴いただけるようにした。 ②移動時の感染リスクを軽減するため、総代会開始時刻を例年より1時間遅い11時開催に変更した。 ③会場における感染防止の観点から、ナレーション付スライドによる報告の省略、一括審議等により議事進行を短縮した。

第73回 定時総代会 質疑応答

事前質問



質問 1

コロナが営業職員の活動におよぼした影響について。
そして、来ると言われている第2波への対応についてお伺いできれば、と存じます。

質問 2

新型コロナウイルスのため新しい生活様式が求められています。対面営業が強い朝日生命にとって、逆風のようにも思います。対策は、どのようにお考えでしょうか。

【回答】

当社のメインチャネルである営業職員チャネルにつきましては、緊急事態宣言の発令を受け、感染拡大防止の観点から、訪問活動等の営業活動を自粛いたしました。この間、給付金支払等の重要業務につきましては、郵送等も活用することによりお客様対応を継続してまいりました。また、非対面での手続きを強く希望されるお客様向けに、郵送での保険加入手続きを開始する等の対応を実施いたしました。

緊急事態宣言の解除後は、政府が示す「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、事前アポイントによりお客様に了承いただくことを前提に、お客様および営業職員の健康と安全に十分留意した上で、営業活動を再開することとなりました。

今後、「第2波」が生じた場合にも、給付金支払等の重要業務を継続することにより、生命保険会社としての責務を果たしてまいります。また、「新しい生活様式」が求められる中で、対面を希望しないお客様が増加することも認識しており、eメール、SMS（ショートメッセージサービス）、テレビ電話等を活用した、新たな営業スタイルを構築してまいります。

なお、当社では、お客様ニーズの多様化に対応すべく、「マルチチャネル化」戦略を推進しておりますが、将来的には、営業職員等の活動にデジタルチャネルを組み合わせた相互連携の実現を図ることを検討してまいります。

質問
3

アフターコロナの生活では、デジタルチャネルのニーズが高まるのではないかと思います。そういったニーズに即応できるサービス開発を期待しています。

【回答】

当社では、以前より営業職員チャネル等の既存の販売チャネルではアクセスが難しいお客様に対して、インターネットを活用したデジタルマーケティングの検討を進めてまいりました。

アフターコロナの生活においては、「新しい生活様式」の実践により、非対面での手続きを希望されるお客様がますます増えていくものと考えており、ご指摘のとおりデジタルチャネルのニーズはいつそう高まるものと認識しています。そうしたお客様ニーズの変化にお応えできるよう、シンプルで分かりやすいインターネット販売型商品の開発に取り組むとともに、インターネットを通じたご請求手続きの拡充も検討してまいります。

また、今後の商品・サービスの提供にあたっては、自社ホームページだけでなく、先進的技術を有するICT企業、豊富な顧客基盤をもつプラットフォーマー^(注)など、異業種との提携による展開も視野に入れて、検討してまいります。

(注) サービスの基盤(プラットフォーム)となるシステムやサービスを利用者に提供している事業者

質問
4

コロナ禍によって人々の不安は増大していると思います。その不安に対応した商品の開発をお願いします。

【回答】

今般のコロナ禍により、「感染症を直接の原因とする万一の不安」「適宜適切な治療体制への不安」など多岐にわたり、お客様の不安があるものと認識しております。

これらの不安に対応するため、当社では、新型コロナウイルス感染症を直接の原因としてお亡くなりになられた場合に、一部の商品を除き、災害死亡保険金をお支払いする旨の約款変更を実施いたしました。また、医療機関の事情により入院できず、ホテルや自宅等にて治療を受けられた場合も、その期間に関する医師または医療機関の証明書をご提出いただくことで、入院給付金等のお支払いの対象とする対応等を実施いたしました。

今後は、コロナ禍後の「新しい生活様式」により多様化するお客様ニーズを的確に捉え、新たな商品・サービスの開発に努めてまいります。

質問
5

個人保険、個人年金保険の新契約が約6割に減です。背景を教えてください。

【回答】

2019年度決算におきまして、個人保険・個人年金保険合計の新契約年換算保険料が250億円(対前年度比60.3%)となりました。これは税務取扱い変更等の影響を受け、経営者向け保険の販売が減少したことによるものです。経営者向け保険は、1件あたりの保険料は高額ですが、保険料対比の収益性は相対的に低く、販売減少による会社全体の利益への影響は大きくないものと認識しております。

なお、経営者向け保険を除いた、収益性の高い保障性商品の新契約年換算保険料については、246億円(対前年度比119.0%)と着実に伸展しております。引き続き、安定的な収益確保に向けて、収益性の高い保障性商品の販売に取り組んでまいります。

質問
6

損益状況の推移について。保険料等収入が減少しているものの、保険金等支払金も減っているため、経常利益が増えていると理解しています。この収益構造に問題点や課題はないのでしょうか。

【回答】

生命保険会社の経常利益につきましては、生命保険会社の基礎的な期間損益を表す「基礎利益」、有価証券の売却損益・評価損等の「キャピタル損益」等から構成されております。このうち「基礎利益」につきましては、保険料等収入・保険金等支払金による「保険関係損益」、「利差損益(逆ざや額)」等から構成されております。

2019年度決算につきましては、当社の経常利益が前年度より64億円増加しましたが、これは「基礎利益」が53億円増加したことが大きく寄与しております。この「基礎利益」の増加は、主に高予定利率契約の減少(満期や解約等)により、「利差損益(逆ざや額)」が改善したことによるものであります。

ご指摘のとおり、保険料等収入、保険金等支払金は前年度より減少しておりますが、これは、貯蓄性商品の減少等によるものであります。一方で、当社が注力する、相対的に収益性の高い保障性商品については、医療保険等の第三分野商品を中心に、保有契約残高は純増基調を維持しております。そのため、2019年度における保険料等収入および保険金等支払金の減少の傾向は、収益構造上、問題を生じさせるものではないと見ております。

引き続き、安定的な収益を確保していくため、これらの保障性商品の保有契約残高を着実に維持・向上させていくことが重要な経営課題であると認識しております。また、低金利環境下においても運用収益を確保するため、資産運用の高度化に継続的に取り組み、「利差損益(逆ざや額)」の改善に努めてまいります。

質問
7

会社経営について理解を深めるため、社員総代会開催時に社員の傍聴を推進する予定はありますか。

【回答】

当社では、社員(契約者)の皆さまに会社経営に対するご理解を一層深めていただくため、総代会の傍聴者を公募する制度を実施しており、総代会開催前の一定期間、当社のホームページへの掲載や本社・支社等へのポスター掲示により、公募を行っております。

引き続き、社員(契約者)の皆さまに対して総代会の傍聴制度の周知を図っていくとともに、傍聴制度の活用等を通じて、会社経営に対するご理解を深めていただくよう努めてまいります。

質問
8

介護保険等、朝日生命にしかない商品開発をされており素晴らしいと感じております。またご担当者様の対応も親切、迅速で心強く感じております。ひきつづき契約者の立場に立った商品開発と対応をお願いしたいと思います。

【回答】

当社は企業ビジョン「一人ひとりの“生きる”を支える」を実現するため、国内生保マーケットを細かくセグメント化し、それぞれのニーズに沿った商品開発に取り組んでおります。

特にシニアマーケットについては、高齢化の進展にともない、要介護者は増加傾向にあり、社会保障制度を補完する民間保険会社の役割は、より一層重要性を増していくと考えております。

「介護保険の普及は社会的使命」との認識のもと、介護分野に特に注力しており、生命保険業界において、いち早く介護保険商品の提供を続けてまいりました。

2020年4月には認知症の前段階である軽度認知障害(MCI)を保障する「軽度認知障害保障特約」を発売し、予防段階から介護のリスクへの保障をご提供することで、当社の「あんしん介護」シリーズがさらに充実したものとなりました。

今後も「介護保険と言えば朝日生命」といった存在感を発揮していくとともに、お客様ニーズに適う先駆的な商品・サービスの開発に努めてまいります。

質問 9

三菱UFJフィナンシャル・グループ(FG)が企業に対する投融資指針を改定、核兵器の製造への融資を禁止すると明記しました。御社でも同様の指針を定める予定はありますか。また、内規で非人道的な兵器への資産運用を禁じておられますか。

【回答】

世界的に持続可能な社会の実現に向けた取組みが求められる中、銀行業界の動向につきましても、十分に認識しております。

当社は「ESG投融資の基本方針」を策定し、責任ある機関投資家として、資産運用を通じて持続可能な社会の実現に貢献すべく、それぞれの資産の特性に応じて、環境(Environment)・社会(Social)・ガバナンス(Governance)の要素を考慮した資産運用を行うことを基本的な考え方としております。

これに基づき、投融資の対象につきましては、資産運用方針において「非人道的兵器の製造を行う企業に関しては、原則として投融資しない」ことを定めております。

質問 10

ICTを活用される業務効率化の仕組み作りは素晴らしいが、同時に、新しい機器を利用する等によるヒューマンエラーの発生への懸念もあるように思われる。ICTの活用の際に、通知や支払いの漏れを防止する観点から、どのような点を留意されているか、ご教示ください。

【回答】

当社は、ICTを活用することにより、お客様の利便性向上とともに、業務の効率化に取り組んでおります。具体的には、タブレット型営業用端末「スマートアイ」を活用したペーパーレスの手続き等を進めておりますが、新たな機器や機能を運用する際は、ご指摘のとおりヒューマンエラーの発生への懸念もございます。

そのため、新しい機器の利用、サービスの導入にあたっては、以下の点に留意して、サービス等の導入を行っております。

- ①お客様および営業職員に分かりやすい操作、画面設計とすること
- ②お客様に適切にご案内するため、営業職員に対する事前教育を十分に行うこと
- ③お客様ご自身に手続き内容および手続きの完了をご確認いただける画面を設けること
- ④保険金・給付金等のご請求については、手続き完了のご連絡を郵送等で通知すること

今後も、ヒューマンエラーに留意しつつ、ICTによるお客様の利便性向上や業務の効率化に取り組んでまいりたいと考えております。

質問
11

時代の変化に即応したり、社内の活性化を目的として会長、社長、専務、常務などの職階別に役職定年を導入する会社が増えています。内規などがあれば、情報開示願います。内規などが無ければ、今後の対応について、お考えをお聞かせ下さい。

【回答】

当社では、会長、社長、専務執行役員、常務執行役員等の選定については、「指名・報酬委員会」での審議を経て、取締役会で決定しております。

※「指名・報酬委員会」とは、取締役および執行役員の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的に、取締役会のもとに設置している委員会であり、委員会の委員は、原則、その過半数を社外取締役としております。

会長、社長、専務執行役員、常務執行役員等の選定について、「指名・報酬委員会」に起案するにあたり、見識や能力の他、在任年数や年齢について、一定の目安を持って考慮しておりますが、正式に社内規程として定めたものはございません。従いまして、情報の開示は控えさせていただきます。

現在、「役員の職階別の役職定年」を社内規程として制度化し、導入している会社もあることは認識しております。こうした制度の導入については、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

質問
12

SNSの利用による広報については、発信しやすく、若年層にも当社をPRしやすい一方で無用なリスクにさらされる危険もあり、慎重に考えるべき面もある。当社として現時点でSNSの活用についてどのように考えているのかご教示ください。

【回答】

当社の企業メッセージ・商品等についてお客様に幅広くPRしていく中で、若年層の接触率が高いSNS等の広告媒体は有効であると考えております。

一方で、これらの広告媒体には、不用意な配信や悪意のあるコメント等により、企業の信用やブランド価値が低下し、損失を被る危険があるものと認識しております。

これらのリスクに対応するため、SNS等の活用に際しては、社内での管理体制や対応手順等を定めた運用マニュアルを作成するとともに、ソーシャルメディアの運用支援を多く手掛ける事業者に適宜助言を求めるなど、適切な管理・運営に努めております。

今後も、適切なリスク対応を行いながら、若年層を中心により多くのお客様へアプローチができるというSNS等の広告媒体のメリットを活かし、当社の企業メッセージや商品等を幅広くPRしていきたいと考えております。

評議員会

評議員会は、当社の社員（ご契約者）および学識経験者等によって構成され、社員から寄せられた会社経営に関するご意見や、取締役会が助言を求めた会社経営に関する事項について審議を行っています。

また、全国各地で開催している「ご契約者懇談会」で寄せられた会社経営に関するご意見なども評議員会に諮っています。

評議員（五十音順・敬称略・2020年4月1日現在）

魚 谷 雅 彦	株式会社資生堂 社長
岡 本 一 郎	日本軽金属ホールディングス株式会社 社長
亀 井 淳	株式会社パートナーズ企画 代表取締役
郡 昭 夫	株式会社ADEKA 会長
小 室 淑 恵	株式会社ワーク・ライフバランス 社長
杉 谷 陽 子	上智大学経済学部 教授
角 田 大 憲	弁護士
西 野 和 美	一橋大学大学院経営管理研究科 准教授
水 野 正 人	ミズノ株式会社 相談役会長
宮 川 尚 久	古河機械金属株式会社 社長
宮 村 百合子	税理士

評議員の構成

（2020年4月1日現在）

年齢(歳)	40～49	50～59	60～69	70～79	合 計
人数(名)	2	2	4	3	11



2019年度 評議員会

会社経営に関するご意見については、書面にて下記までご送付ください。

〒168-8506 東京都杉並区和泉1-22-19 朝日生命保険相互会社 評議員会事務局

ご契約者懇談会

ご契約者懇談会

広く全国各地のご契約者の皆様からご意見・ご要望を直接お伺いし、会社経営に反映させること、また、生命保険および当社に関する説明、報告を行うことにより、当社と生命保険についてより深くご理解いただくことを目的として1975年から開催しています。

「ご契約者懇談会」の開催案内については、開催前の一定期間、ホームページや各支社の店頭にポスターを

掲示すること等により、広くお知らせしています。

ご出席された方々よりいただいたご意見・ご要望につきましては、お客様サービスの改善等、お客様満足の向上のための取組みに反映させています。

また、「ご契約者懇談会」においては、総代にご出席いただく等、総代会との連携強化に努めています。

2019年度の開催状況

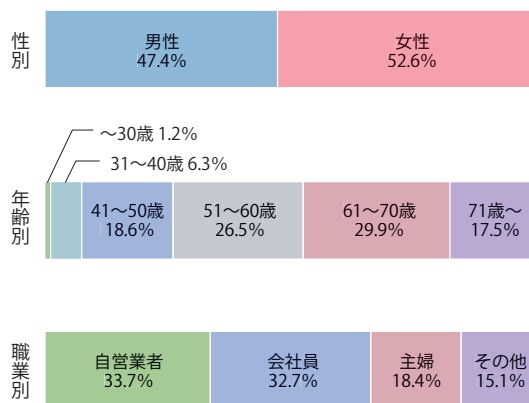
2019年度は、2019年12月から2020年1月にかけて、全国58支社で開催し、80名の総代を含む1,150名のご契約者にご出席いただき、「当社の事業活動や経営戦略」等について説明を行いました。



2019年度ご契約者懇談会

ご契約者懇談会 ご出席者の内訳

(2019年度)



主なご意見・ご要望・ご質問

1 会社経営全般

- 広告宣伝活動について
- 人口減少の中での他社との差別化について
- 高齢者への募集に対する取組みについて

2 商品・サービス関係

- 貯蓄性の高い商品の開発について
- ご契約者向けの特典サービスについて
- 健康診断の結果で保険料を割引く商品の開発について

3 営業職員関係

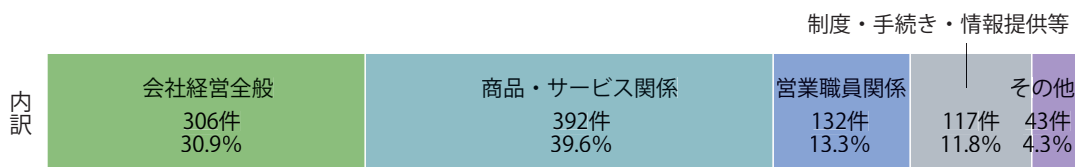
- 定期訪問によるアフターフォローの充実について
- 担当者の教育について
- 一人ひとりのニーズに合う最適なプランの提案について

4 制度・手続き・情報提供等

- インターネットを活用したサービスについて
- ご家族が保険金等を請求する際に受けられるサポート体制について

ご契約者懇談会におけるご意見・ご要望・ご質問の内訳

(2019年度)



取締役会、監査役会、 指名・報酬委員会

取締役会

取締役会は、取締役の役割・責務を適切に果たすために必要な知識・経験・能力を有する者で構成し、取締役の員数を15名以内としています。また、「社外役員の独立性判断基準^{*}」を満たす社外取締役を2名以

上選任し監督機能を強化するとともに、取締役会全体として適正な規模と多様性を確保しています。

※「コーポレートガバナンス基本方針」第8条に掲載。

監査役会

監査役の員数は5名以内とし、その半数以上を社外監査役としています。また、原則として、「社外役員の独立性判断基準」を満たす社外監査役を2名以上選任しています。

監査役会は、監査に関する意見を形成する唯一の協議機関かつ決定機関であり、すべての監査役で組織しています。

指名・報酬委員会

取締役および執行役員の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するた

め、取締役会のもとに、原則として過半数を社外取締役で構成する、指名・報酬委員会を置いています。

コンプライアンス(法令等遵守)への取り組み

当社は、健全・透明・公正な事業活動を行い、お客様の信頼にお応えするため、コンプライアンス(法令、社内規程および社会的規範を遵守すること)を経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、コンプライアンスを推進するとともに、企業文化としての定着化を図っています。

全役職員が適法・適正な業務を常に心がけ、違法・不適正な業務の防止を図るとともに、万一、違法・不適正な業務が発生した場合には、迅速・的確な対応を図ることとしています。

基本方針・遵守規準等

全役職員が遵守すべき基本方針および遵守すべき規準として、それぞれ「コンプライアンス基本方針」および「コンプライアンス遵守規準」を制定しています。これらは、「コンプライアンスマニュアル」への掲載や研修等により周知・徹底しており、全役職員がその趣

旨・内容を踏まえて、業務を遂行しています。

また、コンプライアンスの実行計画である「コンプライアンスプログラム」を策定し、その推進状況を定期的に検証することなどにより、より高度なコンプライアンス態勢を目指した取り組みを行っています。

組織・体制

社長を議長、経営会議メンバーおよび社外弁護士を構成員とする「コンプライアンス会議」において、社外弁護士からの専門的な意見等を得ながら、経営の最重要課題のひとつであるコンプライアンスについての協議を行っています。また、コンプライアンスの統括部署である「コンプライアンス統括部」が、コンプライアンスに関する具体的な施策を推進しています。

本社各部署、各統括支社・支社においては、各組織のコンプライアンス推進の責任者として「遵守責任者」「遵守推進者」を任命し、コンプライアンスの徹底を図っています。さらに、「コンプライアンス統括部」に配置した「シニアコンプライアンス・オフィサー」が

各組織によるコンプライアンス推進状況の確認や改善指導を行うことで、コンプライアンス態勢を強化しています。

また、職員等から不正行為の通報を受け付ける社内相談窓口として「内部通報相談窓口」を「コンプライアンス統括部」に設置するとともに、社外相談窓口を設置し、弁護士が相談を受け付けており、事実確認のうえ、必要に応じて是正措置を講じています。さらに通報者が通報することにより不利益を被ることがないよう、通報者保護の規定を設け、安心して通報・相談を行える環境整備に取り組んでいます。

教育・研修

コンプライアンスに関する基本方針、その推進体制および具体的な事例解説等を掲載した「コンプライアンスマニュアル」を作成しています。本マニュアルは、全役職員が業務を遂行する際に参照するなどして活用しています。

また、会議、研修等を通して、コンプライアンスに関する教育や知識付与を行い、コンプライアンスの推進・徹底に向け、積極的に取り組んでいます。

お客様情報の保護

情報資産を適切に保護するための管理態勢

当社では、お客様の契約情報ならびに健康情報等の重要な情報を業務上必要な範囲内でお預かりしており、お客様に関する情報の保護を重要な経営課題のひとつとして認識しています。さらに、「個人情報の保護に関する法律」「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」をはじめとする関連法令等を踏まえ、お客様情報・個人情報・特定個人情報の保護態勢を確立し、厳正な取扱いを推進しています。

当社の情報資産を適切に保護するための基本方針である「セキュリティポリシー」を制定し、全役職員が「契約者に対する責任」および「社会に対する責任」を果たし、さらなる信頼度向上を目指すために、情報資産の安全性(セキュリティ)を確保・向上させることが当社の重要課題であると認識し、健全かつ適切な管理運営態勢の確立に努めています。

お客様情報の管理態勢

当社の「最重要情報資産」であるお客様に関する情報の取扱いに関しては、「コンプライアンス遵守規準」において適切かつ厳正な情報管理をすることを定め、お客様情報・個人情報・特定個人情報の保護の強化を図っています。

また、「お客様情報・個人情報・特定個人情報の保護に関する規程」により、お客様情報等の保護に対する責務と役割の明確化、社内の安全管理措置の整備・推進等を図っています。あわせて、「個人情報保護方針」をホームページや店頭にて公表しています。

具体的な取組みの内容

主な取組みとしては、社内インフラの整備をはじめ、定期的な社内検査・監査の実施および教育・啓

発活動等を通じてお客様に関する情報管理の徹底を図っています。

〈社内インフラの整備〉

- ①お客様情報の取扱方法等を具体的に記載した「事務手続要領書」による手順の明確化
- ②お客様情報が記載された帳票・リスト等への情報区分・作成年月日・保存期間・担当部署名等の表示、お客様情報が記載された帳票の削減・表示内容の削減・ペーパーレス化による管理
- ③お客様に関する情報をはじめとする情報資産の物流の安全化に向けた対応、「社内便授受管理システム」の実施

- ④営業用携帯端末「スマートアイ」で使用するお客様情報や事務用端末等で作成した文書ファイルの本社サーバーでの一元管理、端末内データの暗号化の実施
- ⑤お客様情報への不正アクセス・不正情報取得・情報漏えい等を防止するために、不正侵入防御システムやウイルス対策ソフト等による対策を実施

〈社内教育・啓発活動〉

- ①「お客様情報保護強化月間」を設定し、お客様情報保護に関する全役職員等の教育・啓発およびお客様情報等の安全管理の強化に向けた諸対策を実施

- ②本社各部、支社・営業所内での各種会議、ミーティング、研修等を通じた全役職員等への社内教育の実施

リスク管理体制

基本的な考え方

生命保険会社を取巻く経営環境は絶えず変化しています。その中で、様々なリスクを的確に把握し、適切かつ厳格に管理することで、安定的な利益を確保し、健全な財務基盤の強化を通じて、企業価値を増大させ

ていくことが極めて重要です。当社では、長期にわたる生命保険契約上の責務を確実に遂行するため、リスク管理を経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、リスク管理体制の整備・強化に努めています。

リスク管理体制

当社では、経営戦略目標の達成に向けて、適切なリスク管理を行うことを目的に、全社的な方針として、「リスク管理の基本方針」を取締役会で定めています。

この基本方針では、生命保険会社が直面するリスクの種類・所在を特定した上で、それぞれのリスクに対する管理手法や管理部署等を定めています。さらに、特定されたリスクごとに、そのリスクの特性に応じた管理の方針、規程等を整備しています。

業務執行の各部署が、「リスク管理の基本方針」に基づき所管業務に内在するリスクを適切に管理していくとともに、各リスク管理部署は、リスクごとの基本方

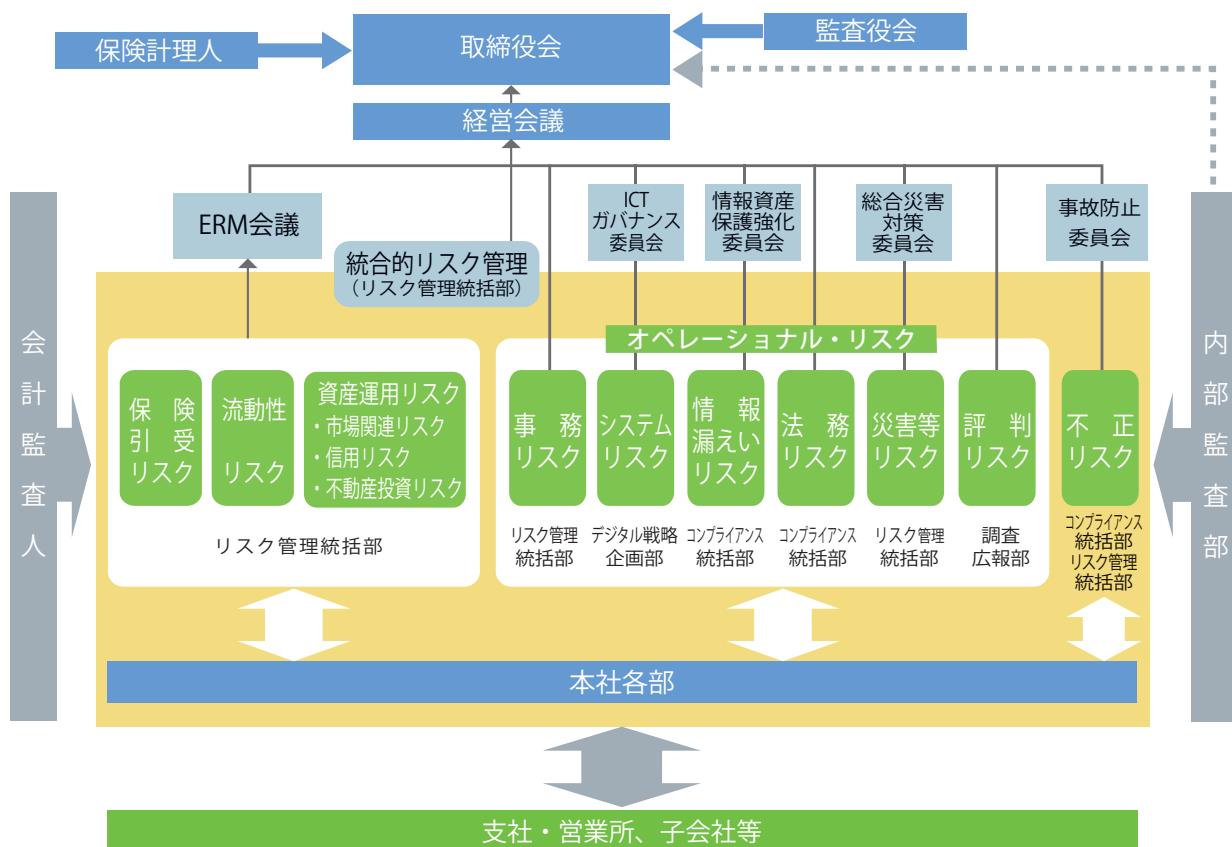
針、規程等に従い、定期的なリスク状況の把握、報告等、適切なリスク管理に努めています。

さらに、各リスクは、それぞれが独立的ではなく、相互に関連して影響を及ぼすことがあることから、リスク全体を統合的に管理する部署を設け、事業全体のリスクを定性的・定量的に管理しています。

リスク管理の状況は、経営会議、取締役会に報告され、経営会議、取締役会は、その報告に基づいて最適な経営上の意思決定を行います。

なお、内部監査部が、リスク管理の仕組みの適切性・実効性について監査を行っています。

リスク管理体制概要



リスクアペタイト（リスク選好方針）

中期経営計画ならびに年度ごとの総合経営計画に基づき、経営戦略目標の達成に向けて、定性・定量の両面から「収益獲得のために許容するリスク」と「財務の健全性確保に向けて削減するリスク」の方針＝リスク

アペタイト（リスク選好方針）を定め、当該方針に基づき適切なリスクテイク・リスクコントロールを行っています。

統合的リスク管理（ERM）の取組み

将来にわたる財務の健全性の確保および収益性の向上を図るため、会社全体のリスクを統合的に管理する統合的リスク管理（ERM：Enterprise Risk Management）を推進しています。

具体的には、リスクアペタイト（リスク選好方針）に基づきリスク管理上の指標を設定し、定性的、定量的に管理・評価のうえ課題を認識し、リスクの重要度に応じた対応策を実施しています。

また、これらの実施状況を踏まえた経営リスクと自己資本等の評価を自ら行う「ORSA（Own Risk and Solvency Assessment：リスクとソルベンシーの自己評価）」を導入し、経営戦略と一体となったリスク管理の実践を進めています。

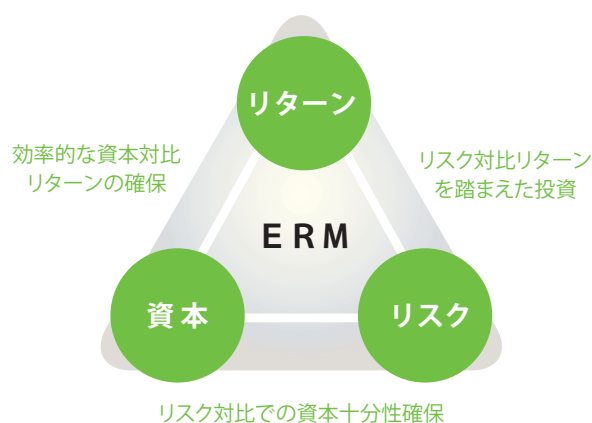
定性面の管理では、既に発生したリスクに、各所属がCSA（Control Self Assessment：内部統制活動の自己評価）の取組みを通じて洗い出した潜在的なリスクを加えたうえ、当社のリスクプロファイル（保有リスクの特性）として取りまとめ、経営管理上の重要なリスクを特定し、予兆分析等を通じて、リスクの早期把握と抑制に努めています。

定量面の管理では、経済価値ベースと現行会計ベースとの両面から自己資本（サンプラス）の充実度を評価しています。経済価値ベースでは、将来の資産と負債

の差額に基づくサンプラスの変動をリスクとして捉え、これらを定量化した統合リスク量に対する現在のサンプラスの充実度（ESR：Economic Solvency Ratio）を把握・管理するとともに、目標水準を設定のうえ、その向上に努めることとしています。

また、現行会計ベースでは、金融市場の悪化や死亡率・給付率等の悪化などにより、ある一定の確率のもとで1年間に生じ得る会社全体の最大損失額である統合リスク量を測定し、統合リスク量と自己資本等の経営体力とを対比することで、資産・負債戦略やリスク・リターン戦略の適切性の確認に活用しています。

ERMのイメージ図



ALMの取組み

当社においては、資産・負債の総合的な管理（ALM）として、負債特性に応じた区分ごとに、資産運用方針・リスク管理方針を策定し、その方針に基づく運用状況・リスク管理状況を確認しています。また、保有する資産を生命保険契約の負債特性に適合さ

せることを考慮し、国内公社債・貸付金等の円金利資産をポートフォリオの中核に据えております。国内公社債は主に「責任準備金対応債券」に区分して償却原価法による評価を行い、金利変動による影響を軽減するよう努めています。

ストレステストの実施

ストレステストとは、金融市場の大幅な変化等により当社の資産運用ポートフォリオの時価・損益が悪化するシナリオや、大地震等の発生により保険金等のお支払いが増加し、損益が悪化するシナリオを想定し、財務の健全性に与える影響を把握・分析する手法です。ストレステストの結果は経営会議等に定期的に報告され、必要に応じて経営上又は財務上の対応の検討に活用しています。また、資産運用リスクのストレステス

トについては、資産運用計画の検証やヘッジ対応方針の策定等にも活用しています。

なお、発生する確率は非常に低いものの、発生した場合には巨大な損失等をもたらすストレス事象を把握する観点から、リスクプロファイルに基づくリスク事象についてストレステストを実施し、財務の健全性に相応の影響を与えるシナリオを特定するとともに、その影響額を経営会議等に報告しています。

1 保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料率設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクのことをいいます。当社では、市場動向を踏まえた慎重な利率設定や十分なデータに基づく保険事故発生率の設定により保険料水準を適切に設定するとともに、商品販売後においても定期的に損益状況等をモニタリングするなどリスクを早期に把握・分析し、分析結果に応じた対応策を講じることで、将来にわたって保険金等のお支払いが確実に遂行できるよう支払能力の確保に努めています。

具体的には、商品開発時において、設定された料率等に対する妥当性の検証を開発部門とは独立したリスク管理統括部が行い、適切な保険料設定となっていることを確認しています。また、商品販売後においては、リスク管理統括部が中心となって、定期的に保

険事故発生率の分析等を踏まえた商品別の損益分析を行っており、とりわけ、ニューリスク商品(開発後間もない新しい保障内容の第三分野保険等)に関する保険事故発生率等に対しては、リスクの顕在化を早期に把握できるようモニタリングを実施しています。これらの分析においてリスクの顕在化が見られる場合には、関係部署と連携して適切な対応を図ることとしています。

さらに、再保険の活用に関しては、出再先の格付の状況が一定水準以上であること、危険差損益の発生状況等から出再する保険金額について適切な水準とすること等、再保険に関する管理方針を定め、再保険管理部署から独立したリスク管理統括部が、その遵守状況を確認しています。

2 流動性リスク

流動性リスクとは、資金流出により資金繰りが悪化し、資金の確保のため通常よりも著しく低い価格での資産の売却を余儀なくされる、あるいは市場の混乱等により通常の取引を行えない等の理由により損失を被るリスクのことをいいます。

当社の資産ポートフォリオは、有価証券等の流動性の高い資産を中心に構成されており、潤沢な流動性を

確保しています。また、想定外の資金流出にも対応可能となるよう、運用資産のキャッシュ化可能期間を定期的に把握し、一定基準以上の流動性資産を常に確保するとともに、低流動性資産の保有限度額を設定し、資産ポートフォリオ・資金流入出の状況について、定期的にモニタリングしています。

3 資産運用リスク

資産運用リスクとは、保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクであり、市場関連リスク、信用リスク、不動産投資リスクに大別されます。

当社では、ポートフォリオ全体のリスク量が許容範

囲を超過しないようにモニタリングを実施しています。また、各資産のリスク特性に応じて個別に諸規定を定め、リスク量、ポジション等を定期的にモニタリングする管理体制を整備しています。

① 市場関連リスク

市場関連リスクとは、株価、為替、金利等の市場のリスクファクター(リスク要因)の変動により、保有資産の価値が減少し、損失を被るリスクのことをいいます。

当社では、有価証券等のリスク量をVaR法※を用いて計量化し、リスク量の統合的な把握を行うとともに、リスクリミット(リスク量の管理枠)を設定

し、リスク量が許容範囲内に収まるようコントロールしております。さらに、リスクファクターの変動が当社の経営指標へ及ぼす影響を把握・分析するストレステストや感応度分析を定期的の実施し、市場関連リスクの適切な管理に努めています。

※ VaR(バリュー・アット・リスク)法：一定期間に一定確率で起こる予想最大損失額を統計学的方法により計測する手法。

②信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、保有資産の価値が減少し、損失を被るリスクのことをいいます。

当社では、投融資案件の審査の実効性を確保するため、投融資執行部から独立したリスク管理統括部による事前の厳正な審査、事後のフォロー等を実施する体制を敷いています。信用リスクの適切な管理

に資する対応として、取引先の信用度に応じた社内信用格付の付与や、過度な与信集中を回避するための与信ガイドラインの設定等を行っております。また、信用リスク量をVaR法を用いて計量化し、リスク量が許容範囲内に収まるようコントロールしております。

③不動産投資リスク

不動産投資リスクとは、賃貸料の変動等を要因として不動産にかかる収益が減少すること、または市況の変化等を要因として不動産価格が下落することにより、不動産価値が減少し、損失を被るリスクのことをいいます。

当社では、個々の不動産投資について、最低投資利回りを設定し安定的な収益確保に努めるととも

に、取得ならびに売却時には投資執行部から独立したリスク管理統括部が、事業計画や価格の妥当性等の観点から厳格な審査を実施しています。また、投資利回り・賃貸料収入・入居率・不動産の含み損益等の状況の定期的な把握、VaR法によるリスク量の把握等、不動産投資リスクの適切な管理に資する対応を図っています。

④オペレーショナル・リスク

①事務リスク

事務リスクとは、当社の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスクをいいます。

当社では、各事務所管部署が、各種の規程、事務マニュアルの作成・改訂を適切に行うとともに、事務知識の教育を徹底することにより、正確な事務処理の推進と事務リスクの軽減に努めています。

また、事務取扱新設・変更時には、関係部署が重層的にチェックを行う内部検証体制を構築し、事務品質の維持・向上を図っています。

リスク管理統括部は、各事務所管部署のリスク管理状況のモニタリングを行い、さらに、内部監査部による監査もあわせて行うことにより、全社的な事務リスク管理を行っています。

②システムリスク

システムリスクとは、災害によるシステムダウン、システムの故障・誤動作、コンピュータの不正使用等によって、システムが正常に稼働せず、会社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、システム障害の未然防止と障害発生時の損失極小化の両面においてシステムリスク管理体制を構築しています。

障害の未然防止としては、セキュリティポリシーに則ってシステムの設計・開発・運用のプロセスをそれぞれルール化しています。また、開発部門と運用部門の役割を明確に分離し、相互牽制機能が働く体制とするとともに、内部システム監査と外部システム監査により検証・確認を行い、実効性を確保しています。

一方、障害対策としては、障害発生時の影響と損害を最小限にするためにコンティンジェンシープラ

ン(危機管理計画)を作成し、社内報告体制を明確にするとともに、システム障害発生時の緊急対応策として、重要な機器については二重化しています。さらに、大地震等の発生によるコンピュータシステムの稼働停止に備え、重要なシステムについては、バックアップシステムを別の地域に設けて、危機発生時にもシステム稼働が可能な体制としています。

また、サイバー攻撃の手口が高度化・巧妙化していることから、サイバー攻撃の未然防止や攻撃を受けた際の影響の極小化と迅速な復旧に向け、子会社等も含め技術的な対策とCSIRT*設置や教育訓練などの体制面の継続的な強化に努めています。

※ CSIRT(シーサート、Computer Security Incident Response Team)：サイバーセキュリティに関する調査、対応を行う社内横断的な専門組織(機能)。

③情報漏えいリスク

情報漏えいリスクとは、当社が保有するすべての情報の漏えい・損失・不正利用・改ざん等に伴い、損失を被るリスクをいいます。

当社では、情報漏えいリスクの発生の抑制に向け、情報資産管理に関する部署がお客様情報を含む個人情報の安全管理について、総合的な管理を行っています。また、「情報資産保護強化委員会」を設置

し、適正な情報管理に向け取り組んでいます。

安全管理の強化に向け、各種の規程や「事務手続要領書」の遵守および教育の徹底を図るとともに、本社各部、支社・営業所等の管理者を通じた適正な情報資産管理を推進しています。また、内部監査部による監査・確認を行い、実効性を確保しています。

④法務リスク

法務リスクとは、法令または契約上の義務に違反して業務を遂行すること、法令または契約上認められた権利を適切に行使しないことなどによって、損失を被るリスクをいいます。

当社では、「法務リスク管理規程」を制定し、本社各部署が所管業務に関する法務リスクを適切に管理するとともに、コンプライアンス統括部が法務リスクを統括管理し、本社各部署における適切な法務リスクの管理を支援する体制としています。

具体的には、コンプライアンス統括部が一定の重要な案件に加え、本社各部署からの依頼に基づきリーガルチェック・リーガルアドバイスをを行うほか、弁護士などの専門家との連携、訴訟状況の把握等を行っています。

このような活動を通じて、法務リスクを的確に把握、管理し、法務リスク顕在化の未然防止や極小化に努めています。

⑤災害等リスク

災害等リスクとは、大地震(付随する津波を含む)、これに準ずる自然災害(台風・豪雨・火災等)および人為的な災害(テロ・戦争・武力攻撃事態を含む)の発生により店舗・従業員が被災する、または新型インフルエンザ等(新型コロナウイルスを含む)の発生に伴い、従業員が罹患することにより、通常業務が行えなくなることによってサービスの質が低下し、有形・無形の損失を被るリスクをいいます。

当社では、生命保険会社としての社会的使命を全うするための業務継続体制(BCM: Business

Continuity Management)の構築に努めています。具体的には、大地震等の災害や新型インフルエンザ等の発生などの不測の事態に備え、「災害時業務継続計画」等のBCP (Business Continuity Plan) 関係規程を策定し、保険金等の支払いなどの重要業務を継続するための各種対応を定めるとともに、各種訓練を行い、BCPの習熟と実効性の検証を行っています。なお、大規模な災害等が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、各種対策を迅速に実施する体制としています。

⑥評判リスク

評判リスクとは、お客様および世間において、マスコミやインターネット等の媒体を通じて、経営内容等について意図せざる風評が起きることにより、有形・無形にかかわらず、損失を被るリスクをいいます。

当社では、評判リスクの適切な管理をさらに推進するため、「評判リスク管理規程」を制定し、管理体

制、モニタリング・報告、対応方法等の明確化を図っており、これに基づき、評判リスクに関する情報の収集を図り、状況把握・検証を通じて、その発生の防止に努めるとともに、評判リスクが発生した場合は、被害を最小限に抑えられるように対応しています。

Ⅴ不正リスク

当社では、業務上、業務外を問わず役職員による法令違反、不正行為等によって、お客様および社会からの信用を失墜する等により、有形・無形の損失を被るリスクを不正リスクと定義しています。

当社では、「事故防止委員会」を設置し、事故防止策の策定・実施状況等を協議し、本社・支社における事故防止策を推進しています。また、支社においては

「支社コンプライアンス推進会議」を開催し、事故防止に向けた検討と取り組みを行っています。

加えて、コンプライアンス統括部にシニアコンプライアンス・オフィサーを、各支社にコンプライアンス・オフィサーを配置し、連携を図りながら、事故の未然防止に努めています。

役員・会計監査人

(1)取締役および監査役

男性15名 女性1名（取締役および監査役のうち女性の比率 6.3%）

（2020年7月2日現在）

現在の役職氏名 (生年月日)	略 歴
取締役会長 さとうよしき 佐藤美樹 (1949年12月5日生)	1972年4月 当社入社 法人営業局 金融法人部長、営業企画部長、 営業企画統括部門 営業企画担当副統括部門長を歴任 2003年4月 執行役員 営業企画統括部門長 2004年4月 常務執行役員 営業企画統括部門長 2004年7月 取締役常務執行役員 営業企画統括部門長 2005年4月 取締役常務執行役員 経営企画統括部門長 2008年7月 代表取締役社長 2017年4月 代表取締役会長 2019年4月 取締役会長
代表取締役社長 きむらひろき 木村博紀 (1962年1月19日生)	1984年4月 当社入社 資産運用企画ユニットゼネラルマネージャーを歴任 2012年4月 執行役員 資産運用統括部門 財務・不動産専部門長 2013年4月 執行役員 資産運用統括部門長 2013年7月 取締役執行役員 資産運用統括部門長 2014年4月 取締役執行役員 資産運用部門長 2015年4月 取締役常務執行役員 資産運用企画部 証券運用部 担当 2016年4月 取締役常務執行役員 経営企画部 主計部 担当 2017年4月 代表取締役社長
代表取締役 (専務執行役員) きくちたつや 菊池達也 (1959年7月15日生)	1984年4月 当社入社 2011年4月 執行役員 経営企画統括部門 営業企画専部門長 2014年4月 執行役員 総務人事部門長 2014年7月 取締役執行役員 総務人事部門長 2015年4月 取締役執行役員 総務部 人事部 人事総務部 担当 2016年4月 取締役常務執行役員 総務部 人事部 人事総務部 担当 2018年4月 取締役専務執行役員 営業総局長 兼 特命首都圏強化担当 営業管理部 営業職員体制強化部 担当 2019年4月 代表取締役専務執行役員 営業総局長 兼 特命首都圏強化担当 営業管理部 営業職員体制強化部 担当
取締役 (常務執行役員) ただらひろし 多々良裕志 (1960年8月5日生)	1983年4月 当社入社 さいたま支社長、東京東統括支社長を歴任 2012年4月 執行役員 新都心統括支社長 2014年4月 執行役員 新都心統括支社長(ブロック支社長) 2015年4月 常務執行役員 新都心統括支社長(ブロック支社長) 2016年4月 常務執行役員 本社営業本部長 2016年7月 取締役常務執行役員 本社営業本部長
取締役 (常務執行役員) いぐちやすひろ 井口泰広 (1962年3月15日生)	1984年4月 当社入社 人事ユニットゼネラルマネージャーを歴任 2012年4月 執行役員 事務・システム統括部門 契約事務専部門長 2013年4月 執行役員 事務・システム統括部門長 2014年4月 執行役員 代理店事業本部長 2016年7月 取締役執行役員 代理店事業本部長 2017年4月 取締役常務執行役員 経営企画部 主計部 担当 2018年4月 取締役常務執行役員 リスク管理統括部 コンプライアンス統括部 担当 2020年4月 取締役常務執行役員 総務部 人事部 人事総務部 担当
取締役 (常務執行役員) ふじおかゆきひろ 藤岡通浩 (1962年3月14日生)	1985年4月 当社入社 朝日ライフアセットマネジメント株式会社 常務執行役員 資産運用部長 チーフ・インベストメント・オフィサー、同社 取締役常務執行役員 資産運用部長 チーフ・インベストメント・オフィサーを歴任 2015年4月 執行役員 財務部 不動産部 担当 2016年4月 執行役員 資産運用企画部 証券運用部 担当 2017年7月 取締役執行役員 資産運用企画部 証券運用部 担当 2018年4月 取締役常務執行役員 資産運用企画部 証券投資部 投資調査部 担当
取締役 (常務執行役員) いしじまけんいちろう 石島健一郎 (1963年10月8日生)	1988年4月 当社入社 経営企画ユニットゼネラルマネージャー、代理店事業部長を歴任 2017年4月 執行役員 代理店事業本部長 2018年4月 執行役員 経営企画部 調査広報部 主計部 担当 2018年7月 取締役執行役員 経営企画部 調査広報部 主計部 担当 2020年4月 取締役常務執行役員 経営企画部 調査広報部 担当
取締役 (執行役員) いけだけんいち 池田健一 (1962年12月23日生)	1986年4月 当社入社 保険金ユニットゼネラルマネージャー、商品開発ユニットゼネラルマネージャー、 商品開発部長、営業企画部長を歴任 2017年4月 執行役員 営業企画部 商品開発部 担当 2019年4月 執行役員 営業企画部 マーケティング統括部 商品開発部 担当 2020年4月 執行役員 リスク管理統括部 コンプライアンス統括部 担当 2020年7月 取締役執行役員 リスク管理統括部 コンプライアンス統括部 担当

現在の役職 氏名 (生年月日)	略 歴	
取締役 おお や かず こ 大 矢 和 子 (1950年9月5日生)	1973年 4 月 2001年 6 月 2007年 4 月 2007年 6 月 2011年 5 月 2011年 6 月 2013年 6 月 2013年 7 月 現 在	株式会社資生堂 入社 株式会社資生堂 執行役員 株式会社資生堂 顧問 株式会社資生堂 監査役 公益財団法人資生堂社会福祉事業財団 理事長 株式会社資生堂 顧問 株式会社資生堂 顧問 退任 当社取締役 公益財団法人資生堂社会福祉事業財団 理事長
取締役 つか もと たか し 塚 本 隆 史 (1950年8月2日生)	1974年 4 月 2009年 4 月 2011年 6 月 2013年 4 月 2013年 7 月 2013年11月 2014年 3 月 2014年 4 月 2016年 7 月 2017年 4 月 現 在	株式会社第一勧業銀行 入行 株式会社みずほフィナンシャルグループ 取締役社長 株式会社みずほ銀行 取締役頭取 株式会社みずほフィナンシャルグループ 取締役会長 株式会社みずほコーポレート銀行 取締役 株式会社みずほ銀行 取締役会長 (株式会社みずほ銀行と株式会社みずほコーポレート銀行が合併し、株式会社みずほ銀行として発足) 株式会社みずほ銀行 取締役会長 退任 株式会社みずほフィナンシャルグループ 取締役会長 退任 みずほフィナンシャルグループ 常任顧問 当社取締役 みずほフィナンシャルグループ 名誉顧問 みずほフィナンシャルグループ 名誉顧問
取締役 わた なべ けん じ 渡 邊 健 二 (1950年2月3日生)	1972年 4 月 2009年 5 月 2011年 6 月 2017年 5 月 2017年 7 月 現 在	日本通運株式会社 入社 日本通運株式会社 代表取締役副社長 副社長執行役員 日本通運株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 日本通運株式会社 代表取締役会長 当社取締役 日本通運株式会社 代表取締役会長
監査役〈常勤〉 そめ かわ ひろ ゆき 染 川 博 行 (1958年7月29日生)	1981年 4 月 2015年 7 月	当社入社 総務人事統括部門 人事担当副統括部門長、内部監査局長、 内部監査部 担当部長を歴任 監査役
監査役〈常勤〉 こ にし ひで き 小 西 英 樹 (1960年5月10日生)	1983年 4 月 2019年 7 月	当社入社 経営企画統括部門 広報ユニットゼネラルマネージャー、 リスク管理統括部門 リスク管理担当副統括部門長、 総務人事統括部門 人事担当副統括部門長、 総務人事部門 人事担当副部門長、内部監査局長、人事部顧問を歴任 監査役
監査役 まち だ ゆき お 町 田 幸 雄 (1942年7月3日生)	1969年 4 月 1981年 4 月 1991年 4 月 1994年 4 月 1995年 7 月 1999年 8 月 2001年 7 月 2002年 6 月 2004年 1 月 2004年12月 2005年 7 月 2005年 9 月 2006年 7 月 2012年 7 月 2012年 8 月 現 在	検事任官 東京地方検察庁 司法研修所教官 東京高等検察庁 東京国税不服審判所所長 最高検察庁 法務省入国管理局局長 最高検察庁刑事部長 公安調査庁長官 仙台高等検察庁検事長 最高検察庁次長検事 検事退官 第一東京弁護士会登録 西村とぎわ法律事務所 入所 当社監査役 西村あさひ法律事務所 退所 町田幸雄法律事務所 開設 町田幸雄法律事務所 弁護士
監査役 せき ただ ゆき 関 忠 行 (1949年12月7日生)	1973年 4 月 2009年 6 月 2011年 5 月 2013年 4 月 2015年 4 月 2017年 4 月 2017年 7 月 現 在	伊藤忠商事株式会社 入社 伊藤忠商事株式会社 代表取締役常務取締役 伊藤忠商事株式会社 代表取締役専務執行役員 C F O 伊藤忠商事株式会社 代表取締役副社長執行役員 C F O 伊藤忠商事株式会社 顧問 伊藤忠商事株式会社 理事 当社監査役 伊藤忠商事株式会社 理事
監査役 しば た みつ よし 柴 田 光 義 (1953年11月5日生)	1977年 4 月 2012年 4 月 2017年 4 月 2018年 7 月 現 在	古河電気工業株式会社 入社 古河電気工業株式会社 代表取締役社長 古河電気工業株式会社 取締役会長 当社監査役 古河電気工業株式会社 取締役会長

(2)執行役員

現在の役職 氏名 (生年月日)	略 歴	
専務執行役員 営業総局長 兼 特命首都圏強化担当 営業管理部 営業職員体制強化部 担当 (代表取締役) きく ち たつ や 菊 池 達 也 (1959年7月15日生)	詳細は91ページをご参照ください。	
常務執行役員 本社営業本部長 (取締役) た た ら ひろ し 多々良 裕 志 (1960年8月5日生)		
常務執行役員 総務部 人事部 人事総務部 担当 (取締役) い ぐち やす ひろ 井 口 泰 広 (1962年3月15日生)		
常務執行役員 資産運用企画部 証券投資部 投資調査部 担当 (取締役) ふじ おか ゆき ひろ 藤 岡 通 浩 (1962年3月14日生)		
常務執行役員 経営企画部 調査広報部 担当 (取締役) いし じま けんいちろう 石 島 健一郎 (1963年10月8日生)		
執行役員 リスク管理統括部 コンプライアンス統括部 担当 (取締役) いけ だ けん いち 池 田 健 一 (1962年12月23日生)		
常務執行役員 新都心統括支社長 ひら の まさと 平 野 正 人 (1962年7月8日生)	1985年4月 2016年4月 2017年4月 2018年4月 2019年4月 2020年4月	当社入社 町田支社長、東京西統括支社長を歴任 執行役員 東京西統括支社長 執行役員 本社営業本部 東京統括本部長 執行役員 本社営業本部 東京統括本部長(ブロック支社長) 常務執行役員 本社営業本部 東京統括本部長(ブロック支社長) 常務執行役員 新都心統括支社長
常務執行役員 横浜統括支社長 (ブロック支社長) かしま だ こう いち 鹿島田 耕 一 (1963年3月17日生)	1986年4月 2016年4月 2018年4月 2020年4月	当社入社 営業推進ユニットゼネラルマネージャー、業務ユニットゼネラルマネージャー、 営業管理部長を歴任 執行役員 茨城支社長(ブロック支社長) 執行役員 横浜統括支社長 常務執行役員 横浜統括支社長(ブロック支社長)
執行役員 東京西統括支社長 はま の ひろ まさ 浜 野 拓 将 (1961年8月30日生)	1984年4月 2014年4月 2015年4月 2017年4月	当社入社 宇都宮支社長、経営企画統括部門 企画担当副統括部門長を歴任 執行役員 営業企画部門長 執行役員 営業企画部 商品開発部 担当 執行役員 東京西統括支社長

現在の役職 氏名 (生年月日)	略 歴	
執行役員 福岡支社長 (ブロック支社長) しば た とし ゆき 芝 田 俊 之 (1960年10月18日生)	1984年 4 月	当社入社 盛岡支社長、茨城支社長(ブロック支社長)を歴任
	2015年 4 月	執行役員 茨城支社長(ブロック支社長)
	2016年 4 月	執行役員 東京東統括支社長
	2019年 4 月	執行役員 福岡支社長(ブロック支社長)
執行役員 東京東統括支社長 みず の たけし 水 野 健 (1964年 2 月14日生)	1987年 4 月	当社入社 兵庫西支社長、新潟支社長を歴任
	2017年 4 月	執行役員 新潟支社長
	2018年 4 月	執行役員 新潟支社長(ブロック支社長)
	2019年 4 月	執行役員 東京東統括支社長
執行役員 事務企画部 契約医務部 お客様サービス部 保険金部 企業保険部 デジタル戦略企画部 担当 しも とり まさ ひろ 下 鳥 正 弘 (1964年 3 月21日生)	1986年 4 月	当社入社 大分支社長、経営企画部門 企画担当副部門長、経営企画部長、 情報システム企画部長を歴任
	2018年 4 月	執行役員 事務企画部 契約医務部 お客様サービス部 保険金部 企業保険部 情報システム企画部 担当
	2020年 4 月	執行役員 事務企画部 契約医務部 お客様サービス部 保険金部 企業保険部 デジタル戦略企画部 担当
執行役員 本社営業本部 東京統括本部長 おおぎ なお き 扇 直 樹 (1964年10月15日生)	1988年 4 月	当社入社 湘南支社長、営業管理部長を歴任
	2018年 4 月	執行役員 茨城支社長
	2019年 4 月	執行役員 茨城支社長(ブロック支社長)
	2020年 4 月	執行役員 本社営業本部 東京統括本部長
執行役員 代理店事業本部長 もろ はし たけし 諸 橋 武 (1965年 9 月25日生)	1988年 4 月	当社入社 契約医務ユニットゼネラルマネージャー、人事部長を歴任
	2018年 4 月	執行役員 代理店事業本部長
執行役員 さいたま統括支社長 にし だ ゆき お 西 田 幸 生 (1964年 9 月28日生)	1989年 3 月	当社入社 千葉支社長(ブロック支社長)、さいたま支社長(ブロック支社長)を歴任
	2018年 4 月	執行役員 さいたま支社長(ブロック支社長)
	2020年 4 月	執行役員 さいたま統括支社長
執行役員 名古屋統括支社長 (ブロック支社長) たち はら とし かつ 立 原 寿 一 (1963年 1 月15日生)	1985年 4 月	当社入社 札幌支社長(ブロック支社長)、代理店事業本部 代理店推進担当副本部長、 群馬支社長を歴任
	2019年 4 月	執行役員 名古屋統括支社長(ブロック支社長)
執行役員 大阪統括支社長 (ブロック支社長) との い じゅんいちろう 殿 井 純 一 郎 (1964年10月 2 日生)	1988年 4 月	当社入社 南大阪支社長を歴任
	2019年 4 月	執行役員 大阪統括支社長(ブロック支社長)
執行役員 営業企画部 マーケティング・デジタル 事業部 商品開発部 担当 みつ だ しん じ 密 田 信 司 (1964年 5 月30日生)	1987年 4 月	当社入社 事務設計ユニットゼネラルマネージャー、法人開発部長、マーケティング統括部長を歴任
	2020年 4 月	執行役員 営業企画部 マーケティング・デジタル事業部 商品開発部 担当
執行役員 主計部 財務部 不動産部 担当 お の たか ひろ 小 野 貴 裕 (1968年 3 月 3 日生)	1990年 4 月	当社入社 経営企画部長を歴任
	2020年 4 月	執行役員 主計部 財務部 不動産部 担当

(3)会計監査人

名 称	EY新日本有限責任監査法人
-----	---------------